

会 議 録

会議名称	平成29年度 第3回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成30年3月23日(金) 午前10時～午前11時40分
開催場所	佐倉市市役所 1号館6階 大会議室
出席者等	委 員：田中委員、網仲委員、早坂委員、田口委員、高野委員、 長島委員、平岡委員、星委員、山本委員、前田委員 事 務 局：青木健康こども部長 子育て支援課 織田課長、向後主幹、堀越主査、照井主査、 馬場主査、石渡主査、吉田主査補、土屋主査補、 小高主任主事、木勢主事
会議議題	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について (2) 家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について (3) 児童センター・学童保育所の指定管理更新について
会議経過	別紙、平成29年度第3回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【1 開会】

【2 佐倉市健康こども部長あいさつ】

【3 議事】

●議題1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

●議題2 家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について

●議題3 児童センター・学童保育所の指定管理更新について

【4 閉会】

【議題1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について】

（事務局説明）

資料1を使用して説明。

特定教育・保育施設の利用定員の設定にあたっては、当委員会で意見を伺うこととなっており、平成30年4月1日から、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行するさくら幼稚園及びひまわりルーム西志津（小規模保育事業A型）の利用定員について、ご意見をいただきたい。

（委員長）

それでは、ただいまご説明のあった「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」の、ご意見・ご質問等はあるか。

（委員）

資料1の最後の資料で、幼稚園型認定こども園の給食の提供については、自園調理が原則とあるが、例外は認められるのか。というのも、自園調理は非効率であるため、市や外部機関がまとめて行う

ことは可能であるか。

（事務局説明）

２・３号認定の子どもに対して、県の条例で自園調理が原則と定められているが、今回認定こども園に移行するさくら幼稚園は、３号認定（３歳未満児）の受入設定はなく、給食の外部搬入も可能である。移行後は、外部搬入により給食を提供する予定である。

また、市がまとめて給食を提供するのは、現状では困難である。

（委員）

調理施設の整備に関する支援がないのであれば、認定こども園における保育部分の定員は増えないのではないか。

（委員）

補足をさせていただくと、調理施設を作るには、多くの資金を投じる必要があり、設備の問題だけでなく、人材確保や人件費の問題もある。これらのことを一挙に行うことは負担となるため、今回は見送ったものだと思う。

（委員）

経費の面で問題があるのであれば、市からの補助があってもよいのではないか。

（課長）

施設整備の補助に関しては、国・県・市から補助がある。

さくら幼稚園との協議の中で、決定した事項であるので、今から変えるというのは難しいけれども、いただいたご意見は、今後の認定こども園移行の際の参考にさせていただければと思う。

（委員）

さくら幼稚園の利用定員については、何かご意見はあるか。

（委員）

保育認定の利用定員が９名であるが、定員を変えることはできるのか。就労している保護者も多い中、１号認定から２号認定へ変更したいと考える家庭も増えるのではないかと。また、配慮が必要なお子さんについても、１号認定から２号認定に変更することはできるのか。

（事務局）

利用定員については、今後の利用状況によって検討する必要があると考えている。利用定員を超えて受け入れることについては、弾力的な運用が可能で、120%までなら受入可能である。今後の利用状況をみて、利用定員の変更の手続きも検討する。

配慮が必要なお子さんについては、他の保育園等の申請と同じように、入園申請を佐倉市にしてもらい、入園の可否を決定する。その際の面談で、保健師、保育士がお子様の健康状況等を確認し、事前に施設に情報提供した上で、利用調整を行う。

（委員）

幼稚園型の開園時間について、「地域の実情に応じて設定」と資料にあるが、さくら幼稚園については、標準時間の11時間開園であるか。

（事務局）

平日は11時間の開園であり、土曜日は閉所である。

（委員）

認定こども園は、保護者の就労を応援しながらお子さんを預かる施設であるが、実態としては11時間以上の開所を行っている。そのしわ寄せがくるのが、職員、お子さんであり、お子さんは長時間の預かりに負担もかかる。少しでも家庭に近い雰囲気作りをするよう心掛けているが、保護者と過ごす家庭にはかなわない。認定こども園としては、家庭で過ごす時間が増やしながら、必要な時に時間を延長してお預かりをし、子育てを支援する施設として運営していきたいと考えている。

そういった意味からも、さくら幼稚園の利用定員については、今後の状況をみて判断していくということではないか。

【議題2 家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について】

（事務局説明）

資料2-1、2-2を使用して説明。

佐倉市内において以前より運営していたひまわりルーム西志津について、運営主体がNPO（特定非営利活動）法人から、同系列の株式会社に変更となるため、その認可についてご意見をいただきたい。

（委員長）

それでは、ただいまご説明のあった「家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について」の、ご意見・ご質問等はあるか。

（委員）

株式会社が運営主体となるということだが、会社の経営基盤がしっかりしているかどうかなどは確認しているか。会社となると倒産も有り得るため、保育施設を利用している方々にとっては不安な要素である。

（事務局）

財務書類等確認させていただいた。その中で、疑義が生じた点については確認し、税理士から回答をいただいている。

具体的には、役員等に対する債務が昨年度と一昨年に発生しているが、今年度は発生していなかったことから、今年度に完済した点を確認した。また、ベビーシッター業務において収入減となったが、東京都がベビーシッター代の補助を平成３０年度から実施するなどから収入の見込みはあると考えている。

（委員）

見込みとかではなく、財務書類を確認して財務全体をみているのかということを聞きたい。

（課長）

今回説明したことは、あくまでもポイントをまとめてご説明したことであり、財務書類等はすべて確認した上で、担当として問題ないとの判断である。

（委員）

この保育施設の現場を知っているが、公園に出かけている姿を見かけて、とてもいい保育をしていると感じていた。説明にあったが、株式になるのは保育士の人材確保が難しく、資金調達の面で株式会社が行ったほうが良いという理由があるとわかった。運営主体の代表者は同じで、保育士も変わらないのであれば、このままいい保育をしていくのだろうと思うので、認可がされればよい。

【議題３ 児童センター・学童保育所の指定管理更新について】

（事務局説明）

資料３を使用して説明。

平成２９年１０月に開催した第２回目の会議において、アンケートの回収方法に配慮が足りなかったという指摘を受けて、委員会後に再度期間を延長して利用者のアンケートを行ったところである。その結果を委員の皆様へ送付し、ご意見をいただき、まとめたものが資料３である。これを受けて佐倉市としては、平成３１年度から引き続き学童保育所を指定管理として運営することを決定したので、ご報告させていただく。

平成３０年度に指定管理者の事業者を選定することとなるが、本委員会から選出した方が、オブザーバーとして参加し、指定管理者審査委員会のなかで意見を伺う予定である。

（委員長）

それでは、ただいまご説明のあった「児童センター・学童保育所の指定管理更新について」の、ご意見・ご質問等はあるか。

（委員）

指定管理者の運営には賛成であるが、今回アンケート方法について指摘させていただいた。また、アンケート結果をもらった際に、その他の意見部分について何が追加となったかが分かりづらかった。今後アンケートを行う際は気をつけていただきたい。

（課長）

大変反省しているところである。ご指摘をいただいた点を生かして、今後の資料提供をさせていただきたいと思うので、今後ともよろしくお願いしたい。

（委員長）

アンケートについて意見はあったが、それに対応していただき、感謝している。指定管理者の運営に賛成であるが、何かあったときに子どもが声をあげることは難しいので、常に目を光らせてほしい。

（委員長）

それでは、これをもって本日の会議は終了する。

（事務局）

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

委員の皆様においては、今回の任期中の最後の会議となりますので、一言ずついただければと思う。

各委員より一言をいただく。

閉会

以上